

土木工事「設計・施工条件確認会議」実施要領

(目的)

第1条 工事施工段階における土木工事「設計・施工条件確認会議」(以下「会議」という。)は、請負者・設計受託者・発注者の三者が一同に会し、設計意図、施工に関する課題及びリスクを洗い出し、それらの考え方や方針を共有することにより意志決定の迅速化、及び工事目的物の機能確保、品質向上及び安全施工を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 詳細設計に基づかない維持工事・作業等を除き、すべての工事を対象とする。

(開催)

第3条 「会議」は、以下の場合に開催する。

(1) 請負者発議による開催

請負者は、「設計図書照査」の結果、請負者、発注者及び設計受託者で「会議」を開催し、「設計施工条件」を確認することが、工事施工上必要と判断した場合、監督員と協議する。

監督員は、「会議」を開催することが必要と判断した場合、会議を開催することとし、開催しない明確な事由がない限り、請負者の協議に応じて原則会議を開催すること。

(2) 発注者発議による開催

① 工事発注時に会議開催を指定する工事

予定価格が8,000万円(税込)以上の工事については、工事発注時に特記仕様書等に会議の開催を記載すること。ただし工事内容が土工のみなど単純な工事、機械設備工事、電気設備工事、建築工事は対象外とする。なお契約後、請負者が開催を必要としないと判断した場合は、別紙(記載例-1)により監督員あてに協議すること。

② ①の対象としない工事または工事発注後に会議開催を決定する工事

一般住民の生活、生命、財産等に影響を及ぼす恐れがある仮設構造物を含む工事、詳細な調査結果が得られず想定により設計したため、工事着手後の調査結果によっては、設計変更の必要がある構造物を含む工事など、設計意図や設計条件などの情報を三者で共有する必要があると発注者が判断した工事については、工事発注時に特記仕様書等に会議の開催を記載することで、発注者発議により会議を開催する。

または、発注者が、請負者から提出された「条件変更確認請求通知」により、現地

調査を実施し、検討した結果、発注者及び設計受託者で「会議」を開催することが必要と判断した場合、会議を開催する。

※同様な工事が複数ある場合は、一括での「会議」実施など効率的な開催に心がけること。

(構成員)

第4条 条件確認会議の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 請負者(現場代理人、監理技術者(主任技術者))
- (2) 設計受託者(詳細設計等を受託したコンサルタント等の管理技術者等)
- (3) 発注者(総括監督員、主任監督員、専任監督員及び必要により企画調整監、工事担当課長)
- (4) 発注者が必要と認めた場合、下請負者の主任技術者並びに隣接工区等の請負者の現場代理人及び監理技術者(主任技術者)、当該工事の工事監督支援業務委託の管理技術者

(開催時期)

第5条 開催時期は、設計照査後を目途に 1 回開催することを原則とするが、状況によっては設計照査前であっても、開催することができるものとする。また、施工途中に開催することが必要な場合は、複数回開催することを妨げるものではない。

(確認の対象とする事項)

第6条 「会議」で、確認の対象とする事項は、以下のとおりとする。

(1) 確認事項と参加者の主な役割

◎請負者

- ①設計図書の照査及び照査資料に基づく説明
- ②現場不一致に関する事項
- ③発生の可能性のあるリスク

◎設計受託者

①業務成果品等に基づく設計意図の説明

※設計意図とは以下の考え方を伝達するものである。

- ・断面設計・基準高及び構造計算の考え方と構造物の設計許容範囲等
- ・構造計算の伴わない小構造物設計の考え方
- ・ペーロケ設計の範囲及び考え方
- ・その他施工上設計受託者から伝達すべき内容

②照査資料の回答(設計受託者該当分)

◎発注者

①施工条件の説明

- ・設計担当から施工上の留意事項等の説明
- ・工事担当から工事着手にあたっての協議調整・用地取得状況や現場条件等の説明
- ・工事担当から過年度工事及び周辺工事における課題とその処理内容

②照査資料の回答(発注者該当分)

(2)対応策の確認

1) 現場不一致等の対応策の検討

「照査資料」に基づき、条件変更等の内容確認と現場条件等の確認を行うと共に、その対応策の検討を行う。

※設計不具合の修正担当者決定の目安、設計不具合については、以下の内容に応じて、修正実施者の決定を行う。

◎発注者

- ①現場条件の変化に起因するもの
- ②発注者側による設計思想の変化
- ③設計受託者の成果品納品後の協議内容等で設計に不具合を生じたもの

◎設計受託者

- ④設計受託者に起因する設計不具合(③は除く)

2) 今後発生する可能性の高い課題抽出と対応方針の共有

- ⑤現場取り合いの対応
- ⑥当初設計における不可視部分
- ⑦構造計算が伴う設計変更
- ⑧追加もしくは、新規工種の設計変更
- ⑨過年度工事や周辺工事状況から考えられる課題
- ⑩協議もしくは用地取得状況変化(予定時期の変更、不調等)に伴う課題

(3)「現場取り合い」の取扱い

1) 「現場取り合い」の定義

管理している測点以外の部分やペーロケで実施した箇所について詳細の取り合いを現場で確認・決定すべき事象を指す。

上記(2)、1)の現場不一致においても、設計受託者に行わせるより、請負者及び発注者が現場にて調整することが合理的なもの。

2) 「現場取り合い」の条件

下記3条件をすべて満足するものに限る。

- ①当初の構造形式が変更とならない
- ②設計思想が変わらない範囲
- ③構造計算を伴わない範囲

3) 「現場取り合い」の扱い

現場取り合いに基づき決定した図面等の修正費用は付加的業務で精算することができる。

(4) 変更及び追加資料作成者の確定

「会議」により確認された内容については、変更及び追加資料作成者、作成期限及びその費用負担者を確定すること。

※確認事例

橋梁保全工事については、通常の工事と異なり、設計段階で詳細な調査が出来ず、施工のための追加調査や製作図の作成、図面修正、修正設計が必要となる場合が多い。

このような場合に、「会議」を開催し、修正設計が必要ならばその実施者を明確にするとともに、費用負担者についても確定する。

(運営)

第7条「会議」の運営は以下のとおりとする。

(1) 特記仕様書への記載

発注者発議により当初から会議の開催を予定する場合は、設計図書には、【特記仕様書記載参考例】にある設計施工条件確認会議の項目を記載する。

(2) 開催の決定及び依頼

ア 発注者発議による開催

発注者は、「会議」の開催を決定した場合、別紙【様式1】会議参加依頼文を会議開催 10 日前までに設計受託者に送付する。

イ 請負者発議による開催

(ア) 契約後に請負者から「会議」の開催の協議があり、かつ発注者が必要と認めた工事について、発注者は、工事打合せ簿により、「会議」の開催を回答する。

(イ) 発注者は、別紙【様式1】会議参加依頼文を会議開催 10 日前までに設計受託者に送付する。

(3) 事前準備

1) 発注者は、請負者から提出された「設計図書の照査ガイドライン」に基づいた「照査結果」及び「条件変更確認請求通知」について、設計受託者に事前確認を行う場合は以下の条件に合致していること。

なお、確認事項は会議参加依頼文に内容を明記すること。

① 構造計算の内容に関するもの

② 設計成果品では不明な設計意図(ペーロケ設計部分の考え方等)

※発注者は、請負者の「照査結果」及び「条件変更確認請求通知」を適正に整

理・判断し、必要最低限の確認依頼作業とすること。

- 2) 発注者発議により会議を開催する場合は、発注者は工事契約後速やかに出席依頼する設計受託者に対し工事名、請負者名及び設計業務名を連絡するものとする。

(会議の経費)

第8条 会議開催に伴う費用については、発注者が負担するものとする。やむを得ず、設計受託者に会議資料を作成させる場合は、複写費用も含め、発注者が費用負担を行うこと。なお、費用計上は以下のとおりとする。

(1)「会議」に係わる費用は、発注者が負担する。

- ① 請負者に対する費用は、工事打合せに含まれるため、計上しない。但し、付加的業務が発生した場合には費用計上する。
- ② 設計受託者に対する費用は、(2)により諸経費対象外とした上で技術管理費として当該工事に計上し、請負者が設計受託者に支払う。

(2)当該工事に係る設計業務を受注した設計受託者に対する費用の積算方法

① 打合せ

1回あたり管理技術者もしくは照査技術者については、主任技師0.5人、担当技術者については、技師(A)0.5人として直接人件費のみ計上するものとする。

② 旅費交通費

「設計業務等標準積算基準書」第1節 積算基準 1-2旅費交通費 (3)旅費交通費の率を用いない積算より、原則として設計受託者の現地に最も近い本支店等が所在する市役所等からの交通費を、計上するものとする。市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。

なお、Web形式で実施した場合においては、旅費交通費は計上しないものとする。

※旅費交通費以外のその他原価、一般管理費等は計上しない。

③ 直接経費

発注者が準備するものとする。なお、やむを得ず、設計受託者に会議資料を作成させる場合は、その費用を直接費経費として実費(見積もり)を計上する。

④ 費用計上

設計受託者に対する費用は、原則として発注者発議②の当初設計書作成時に会議を開催すると判断した工事については、当初積算に費用を計上する。

それ以外の請負者発議、発注者発議①、発注者発議②の現地調査を実施し検討した結果、開催が必要と判断した工事は、変更積算時に計上するものとする。

(3)「会議」で決定した図面修正等の費用は以下の積算基準に基づき適切な費用を計上すること。

① 付加的業務については、「付加的業務の運用について」による。

② 設計業務については、「設計業務等標準積算基準書」による。

(4) 設計受託者は、自らの責により、修補を行う事項について、発注者が今後の設計に役立つと判断した事項の内容をとりまとめ、「設計ミス事例集」を作成するものとする。なお、この場合の費用は計上しないものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

